



補助額拡大 最大432,000円!!

# 学費支援

年収590万円未満の世帯で  
私立高校の授業料が実質無償化

さらに初年度は  
入学金として10万円を一律支給!

返還不要。申請をお忘れなく。

高等学校等  
就学支援金



学費補助金



神奈川県  
高校生等  
奨学給付金



年収約910万円未満の世帯は  
かならず、ご確認ください。

※年収は目安です。金額など詳しくは、中ページでご確認をお願いします。

▶ 支援金・補助金の申込みは4月/6月頃、奨学給付金は7月以降

# はじめに

課税証明書等に記載してある「県民税・市町村民税 所得割額」の合算額を確認。自分がどの区分に該当するのか確認してみましょう。

自分の区分をチェック!

課税証明書等の見方は **確認** してみてください。

所得区分	基準税額 (年額)	
	県民税・市町村民税 所得割額の合算額	年収の目安
区分 1	生活保護世帯 (1月1日時点)	----
区分 2	0 円 (非課税)	約250万円 未満
区分 3	85,500 円 未満	約350万円 未満
区分 4	257,500 円 未満	約590万円 未満
区分 5	378,500 円 未満	約750万円 未満
区分 6	507,000 円 未満	約910万円 未満

○県民税・市町村民税所得割額の合算額は父母の合計額です。均等割額は含みません。  
○年収はあくまで目安であり、モデル世帯の場合の金額です。



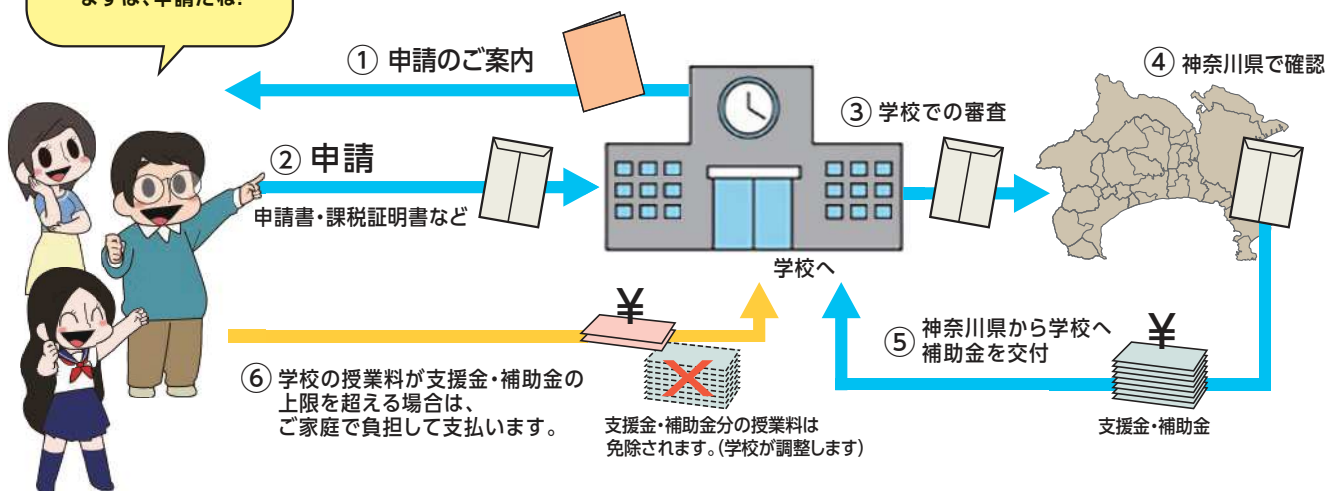
モデル世帯：夫婦いずれか1人だけが働いている4人世帯で、子ども2人のうち高校生が1人

## 申請が必要 です

申請してから、学校での審査や神奈川県での確認を経て、支援金や補助金が学校へ交付されます。

○就学支援金・学費補助金は、基本的に、生徒本人や保護者の方が直接受け取りません。学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。  
○なお学校によって、一旦授業料を納め、後日補助金を返還する場合があります。詳細は学校にお問合せください。

まずは、申請だね!



**1 + 2 授業料への支援金 + 補助金 = 最大432,000円 (年額)!**



# 「高等学校等就学支援金」★

○ 国の制度 ● 返済不要

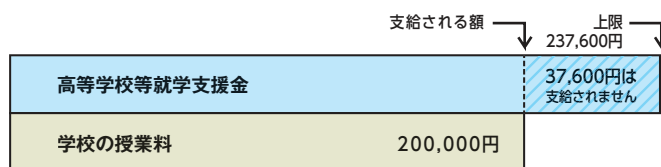
お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

所得区分	① 高等学校等就学支援金	
	授業料補助	
区分 1	297,000 円	
区分 2		
区分 3	237,600 円	
区分 4	178,200 円	
区分 5	118,800 円	
区分 6		

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、生徒の授業料に充てる費用として国の「高等学校等就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。他県の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。
- ▶ 授業料補助額が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



イメージ(例:区分3の場合) 授業料 < 支援金



# 「学費補助金」

○ 県の制度 ● 返済不要

お申込み

全学年
6月頃

所得区分	② 学費補助金	
	授業料補助	入学金補助 (初年度)
区分 1	135,000 円	100,000 円 (上限額)
区分 2		
区分 3	194,400 円	
区分 4	253,800 円	
区分 5	74,400 円	
区分 6	対象外	

県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

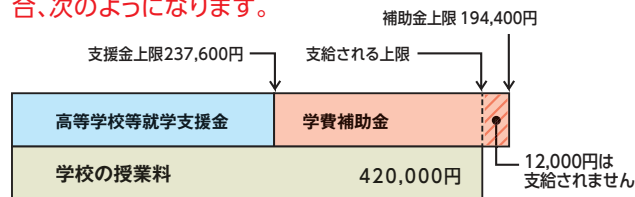
- ▶ 生徒・保護者ともに県内在住、かつ県内設置の学校に在学する生徒が対象です。対象校はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



対象校HP

- ▶ 「①就学支援金額」と「②学費補助金」の授業料補助額の合計が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



イメージ(例:区分3の場合) 授業料 < (支援金 + 補助金)

年収約590万円未満の世帯は、神奈川県内の私立高等学校の平均授業料が実質無償！さらに入学金(初年度)を最大10万円まで補助します。申請をお忘れなく。



# 「神奈川県高校生等奨学給付金」★

○ 県の制度 ● 返済不要

お申込み

全学年

7月1日以降

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

▶ 平成30年7月1日現在、私立高等学校等に在学しており、生活保護(生業扶助)を受けている世帯、または、保護者全員の平成30年度の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)である世帯が対象です。

申請時期は  
平成30年  
7月1日以降

## 申請方法が異なります

神奈川県内の学校と県外の学校とで申請方法が異なりますので、ご注意ください。



所得区分	3 神奈川県高校生等奨学給付金		
区分1	生活保護(生業扶助)受給世帯		52,600円
区分2	非課税世帯	全日制・定時制の学校 中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹が <u>いる</u>	138,000円
		中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹が <u>いない</u>	89,000円
		通信制の学校	38,100円

県内の学校

▶ 申請書は学校が配付。▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。  
(申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)

県外の学校

▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuuuhukinn.html>



申請書HP

HPから取得できない場合には、申請書を郵送いたします。  
お問合せ：私学振興課助成グループにご連絡ください。

▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。

▶ 学校は、学校使用欄(申請書裏面)に記載・押印ののち申請者に返還。

▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。

(申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)

## その他の制度

### 緊急支援補助金 ● 返済不要

平成30年の年間所得が、解雇、倒産、長期療養などで急変したとき

#### 支給条件

- 生徒と保護者が共に県内在住であり、県内設置の私立学校に在学していること
- 平成29年4月～平成30年12月の間に主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
- 平成30年の年間所得が、平成29年の年間所得より減少していること
- 平成30年の年間所得が基準額未満であること
- ※ 神奈川県の学費補助金との併用はできません。また同じ事由で2回申請することはできません。

#### 支給額

- 授業料(年額) 297,000円/237,600円/178,200円

※ ただし、上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が支給額となります。

#### 申込手続

- 平成30年12月頃学校へ申請書を提出。締め切りは学校ごとに異なります。

### 学び直し支援金 ● 返済不要

高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された方

高等学校等就学支援金の受給期間(前学校の在学期間を含め36月/通信制は、48月)が終了した後も、「学び直し支援金」を申し込むことにより、卒業するまでの間の最長2年間「学び直し支援金」を受けることができる制度です。

#### 支給条件

- 高等学校等就学支援金対象校に在学していること
- 平成26年4月以降に再入学され、平成30年度中に就学支援金の受給期間が終了になる方

#### 支給額

- 高等学校等就学支援金と同額

#### 申込手続

- 学校へ申請書を提出

# 県民税・市町村民税所得割額の見方

県民税・市町村民税所得割額の合算額が  
父母合わせて507,000円未満なら支給の対象です。  
金額は区分1～6で異なります。



平成30年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与所得以外の所得	給与所得控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	障害者控除	寡妻・寡夫控除	児童控除	学生控除	勤労学生控除	基礎控除	所得割率	所得割額
課税	総所得	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得
税額	市民税	県民税	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額

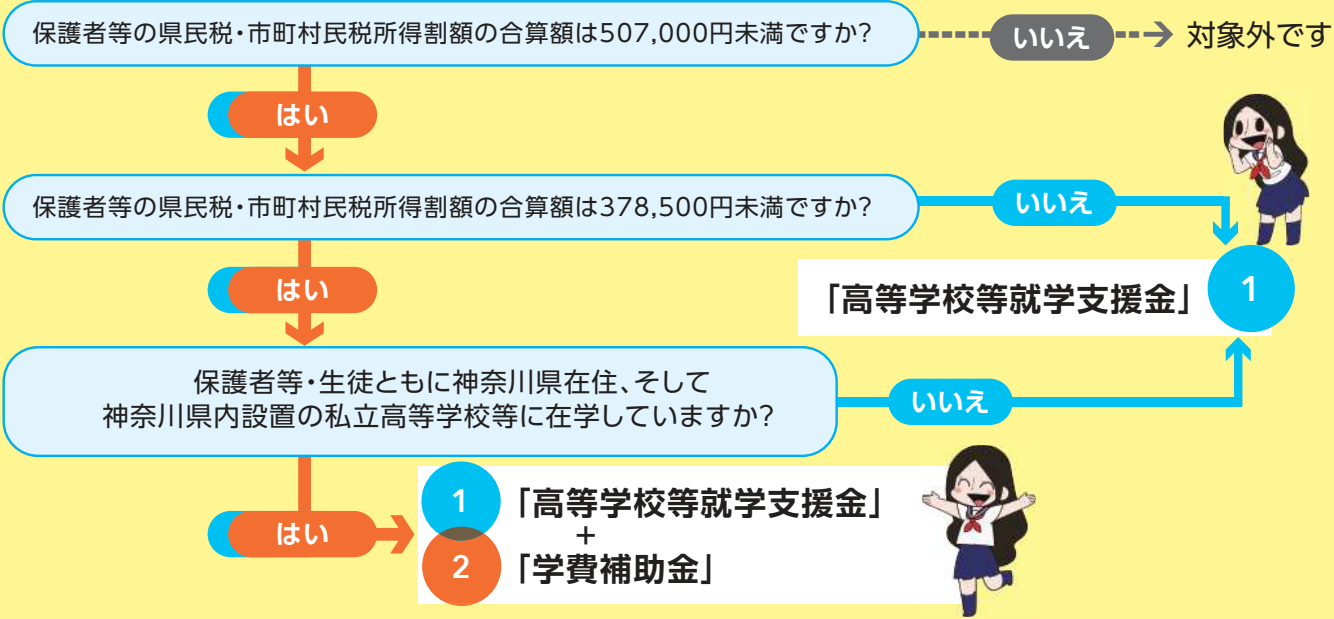
県民税・市町村民税所得割額…市民税・県民税の一部の額です。次の書類で確認することができます。  
 ① (非)課税証明書(市役所等で発行)  
 ② 市民税・県民税特別徴収税額通知書(会社で配布)  
 ③ 市民税・県民税納税通知書(市町村から配布)

## どの補助金がもらえるの?

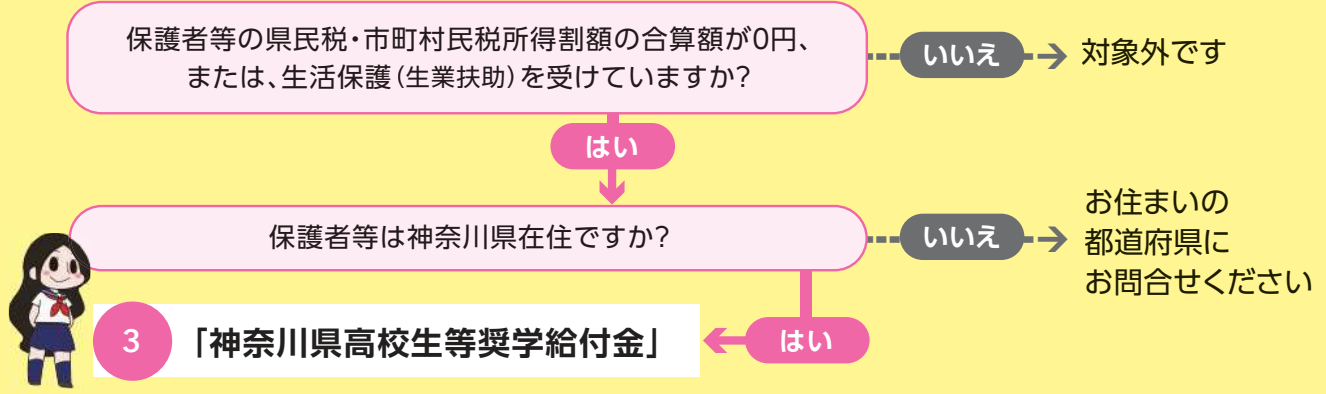
以下の質問には **はい** or **いいえ** で答えて、どの制度が対象なのか確認してみましょう！  
 授業料に対する補助制度と、授業料以外に対する補助制度があるのでそれぞれ確認してみてください。  
**対象となる場合は、すべて併用できます！**



### ● 授業料に対する補助制度



### ● 授業料以外に対する補助制度



保護者等…親権者(父母)のことです。親権者がいない場合は、未成年後見人、それもいない場合は、主たる生計維持者です。  
 私立高等学校等…専修学校(高等課程)、中等教育学校(後期課程)を含みます。一部制度は、専修学校(一般課程)、各種学校も対象としています。



## そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

### 無利子の制度

#### 「神奈川県高等学校奨学金」★

学費の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度

##### お問合せ

各学校の奨学金担当者、または  
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

##### 貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等\*に在学する者  
\*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する者

##### 応募要件

- 保護者\*の年収の合計が800万円未満程度である者  
\*(同一生計の父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)

##### 貸付内容(私立)

##### 貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円から選択  
(2年生以上で、3万円では学費が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります)

##### 貸付方法

- ①7月下旬(4~9月分) ②10月下旬(10~12月分) ③1月下旬(1~3月分)に本人が指定した銀行口座に振込みます

##### 返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から。

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

##### 申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f324/>

- 連帯保証人が2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。  
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申込みください。
- 家計の急変等により奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受付を行います。

### 有利子の制度

#### 「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)

入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

お問合せ 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656  
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

#### 「交通遺児育英会奨学金」

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け

##### お問合せ

公益財団法人 交通遺児育英会  
TEL:0120-521286(フリーダイヤル)  
<http://www.kotsuiji.com/>

##### 貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けない場合

#### 「母子父子寡婦福祉資金」

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子  
扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う制度

##### お問合せ

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)  
町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360475/>

##### 貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

#### 「生活福祉資金」(教育支援資金) ※一部有利子

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付

##### お問合せ

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会  
TEL:045-311-1426  
[http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke\\_kyoiku.html](http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kyoiku.html)

##### 貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

★が付いている ①「高等学校等就学支援金」、③「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、公立高等学校にも同様の制度があります。



発行/お問合せ

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3793(直通)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>